

輸送の安全にかかわる情報の公表

平成30年6月

堺日本交通株式会社

I. 運輸安全マネジメントに関する公表

当社は平成18年10月の運輸安全マネジメント導入により、旅客自動車運送事業運輸規則第2条の2の規定に基づき、輸送の安全にかかわる情報を公表します。

1. 輸送の安全に関する基本的な方針

輸送の安全の確保が事業経営の根幹である。

Plan-Do-Check-Act の手法で、安全の確保を一步ずつ確かなものにして行く企業運営を目指す。

2. 輸送の安全に関する目標及びその達成状況

* タクシー部門

期間：前年度（H27.11.21～H28.11.20）

今年度（H28.11.21～H29.11.20）

（1）今年度の目標とその達成状況

・ 目 標

当社表彰規定に合せるべく、事故審議会規定の有責事故の審議基準に定める『悪質事故』について年間走行キロ 375 万 km 当たり 2 件以内（所属毎）とすることにした。

・ 達成状況

年間走行キロ 375 万 km 当り 2.5 件で目標達成に至らなかった。

（2）来年度の目標

今年度に引き続き、当社表彰規定に合せるべく、事故審議会規定の有責事故の審議基準に定める『悪質事故』について年間走行キロ 375 万 km 当たり 2 件以内（所属毎）とすることにした。

3. 自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計

（期間：平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）

* タクシー部門

件数：0件

II. 処分の内容・講じた措置の公表

当社は、旅客自動車運送事業運輸規則第47条の7第2項の規定に基づき、処分の内容・講じた措置を公表します。

*行政処分の公表

業種 :一般乗用旅客自動車運送事業

命令日 :平成.30年6月14日

違反事項:タクシー適正化・活性化法第16条の4第1項

処分日車:20日車

講じた措置:設定届出した運賃收受の遵守

以上